

水俣市議会会議録

平成20年7月第3回臨時会（7月14日招集）

水俣市議会事務局

平成20年7月第3回水俣市議会臨時会会議録目次

平成20年7月14日（月）

出欠席議員	1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	3
日程第3 議第79号 専決処分の報告及び承認について	3
専第8号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	
日程第4 議第80号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	5
日程第5 議第81号 和解及び損害賠償の額の決定について	5
市長の提案理由説明	6
休憩・開議	6
質 疑	7
委員会付託	7
休憩・開議	7
○総務文教委員長の報告	7
○産業建設委員長の報告	8
委員会審査報告書	9
委員長報告に対する質疑	9
討 論	9
採 決	9
日程第6 農業委員会委員の推薦について	10
休憩・開議	10
議案上程	11
意見第7号 水俣病問題の全面解決に向けた環境づくりへの意見書について（日程追加）	11

○湊上道昭君の提案理由説明	12
質 疑	13
○野中重男君の質疑	13
○湊上道昭君の答弁	13
○野中重男君の質疑	14
○湊上道昭君の答弁	14
休憩・開議	14
○岩阪雅文君の答弁	14
○岩阪雅文君の答弁（続）	15
○福田斉君の答弁	15
○野中重男君の質疑	15
○岩阪雅文君の答弁	16
○福田斉君の答弁	16
休憩・開議	16
○福田斉君の答弁（続）	16
○平松辰弘君の質疑	16
○福田斉君の答弁	17
○福田斉君の答弁（続）	17
○平松辰弘君の質疑	17
○福田斉君の答弁	18
○緒方誠也君の質疑	18
○岩阪雅文君の答弁	18
○緒方誠也君の質疑	19
○岩阪雅文君の答弁	19
○岩阪雅文君の答弁（続）	20
○岩阪雅文君の答弁（続）	20
○緒方誠也君の発言	20
○田中功君の質疑	20
○岩阪雅文君の答弁	21
○田中功君の質疑	21
○岩阪雅文君の答弁	22
討 論	22

○野中重男君の反対討論	22
○福田斉君の賛成討論	24
○谷口眞次君の反対討論	26
○岩阪雅文君の賛成討論	27
採 決	28
閉 会	28

平成20年7月14日

平成20年7月第3回水俣市議会臨時会会議録
(全)

平成20年7月第3回水俣市議会臨時会会議録（全）

1、平成20年7月14日水俣市長第3回水俣市議会臨時会を招集する。

1、平成20年7月14日午前10時0分水俣市議会議長第3回水俣市議会臨時会の開会を宣告する。

1、平成20年7月14日午後2時4分水俣市議会議長第3回水俣市議会臨時会の閉会を宣告する。

平成20年7月14日（月曜日）

午前10時0分 開会

午後2時4分 閉会

（出席議員） 18人

松 本 和 幸 君	中 原 泰 子 君	高 岡 利 治 君
塩 崎 信 介 君	川 上 紗 智 子 君	福 田 齊 君
大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君	西 田 弘 志 君
中 村 幸 治 君	谷 口 眞 次 君	瀧 上 道 昭 君
真 野 頼 隆 君	岩 阪 雅 文 君	平 松 辰 弘 君
田 中 功 君	野 中 重 男 君	緒 方 誠 也 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（牛 迫 秀 基 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
次 長（崎 田 雄 七 君）	議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）
書 記（瀧 上 大 輔 君）	

（説明のため出席した者） 9人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（森 近 君）
総務企画部長（葦 浦 博 行 君）	産業建設部長（田 上 和 俊 君）
産業建設部産業づくり総室長（小 林 信 也 君）	教 育 長（大 瀧 洋 君）
教 育 次 長（坂 本 彰 君）	総務企画部総務課長（本 山 祐 二 君）
総務企画部財政課長（瀧 上 茂 樹 君）	

○議事日程

平成20年 7 月14日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第79号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成20年度水俣市一般会計補正予算(第4号)

(総務文教・産業建設)

第4 議第80号 平成20年度水俣市一般会計補正予算(第5号)

(総務文教)

第5 議第81号 和解及び損害賠償の額の決定について

(総務文教)

第6 農業委員会委員の推薦について

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

意見第7号 水俣病問題の全面解決に向けた環境づくりへの意見書について

開会

午前10時0分 開会

○議長(松本和幸君) ただいまから平成20年第3回水俣市議会臨時会を開会します。

○議長(松本和幸君) これから本日の会議を開きます。

○議長(松本和幸君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

去る6月定例会で可決された国による公的森林整備の推進と公有林野事業の健全化を求める意見書は、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、市長から、地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分の報告1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成20年度前期の定期監査並びに平成20年4月分、5月分の公営企業会計及び5月分の一般会計、特別会計等例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、森副市長、葦浦総務企画部長、田上産業建設部長、小林産業建設部産業づくり総室長、大淵教育長、坂本教育次長、本山総務課長、淵上財政課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松本和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において西田弘志議員、洲上道昭議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（松本和幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

日程第3 議第79号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

日程第4 議第80号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

日程第5 議第81号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（松本和幸君） 日程第3、議第79号専決処分の報告及び承認についてから、日程第5、議第81号和解及び損害賠償の額の決定についてまで、3件を一括して議題とします。

議第79号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年7月14日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

専第8号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

専第8号

専 決 処 分 書

平成20年度水俣市の一般会計補正予算（第4号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定

に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成20年6月23日専決

水俣市長 宮 本 勝 彬

(専決処分を必要とする理由)

6月21日から22日の梅雨前線豪雨による災害復旧のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

平成20年度水俣市一般会計補正予算(第4号)

平成20年度水俣市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ53,132千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,106,543千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第4号)

歳 入 (単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14. 国 庫 支 出 金		1,561,714	25,946	1,587,660
	1. 国 庫 負 担 金	1,144,353	25,946	1,170,299
19. 繰 越 金		1	8,286	8,287
	1. 繰 越 金	1	8,286	8,287
21. 市 債		1,003,100	18,900	1,022,000
	1. 市 債	1,003,100	18,900	1,022,000
補正されなかった款に係る額		10,488,596		10,488,596
歳 入 合 計		13,053,411	53,132	13,106,543

歳 出 (単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
10. 災 害 復 旧 費		2,327	53,132	55,459
	1. 農林水産施設災害復旧費	1	1,170	1,171
	2. 公共土木施設災害復旧費	2,324	51,962	54,286
補正されなかった款に係る額		13,051,084		13,051,084
歳 出 合 計		13,053,411	53,132	13,106,543

第2表 地方債補正

追 加

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 復 旧 事 業	千円 18,900	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	18,900			

議第80号

平成20年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

平成20年度水俣市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,124千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,166,667千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年7月14日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第5号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
19. 繰越金		8,287	26,974	35,261
	1. 繰越金	8,287	26,974	35,261
20. 諸収入		791,100	33,150	824,250
	4. 雑入	619,838	33,150	652,988
補正されなかった款に係る額		12,307,156		12,307,156
歳入合計		13,106,543	60,124	13,166,667

歳出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総務費		1,930,063	26,974	1,957,037
	2. 徴税費	181,777	26,974	208,751
9. 教育費		1,186,596	33,150	1,219,746
	1. 教育総務費	163,878	33,150	197,028
補正されなかった款に係る額		9,989,884		9,989,884
歳出合計		13,106,543	60,124	13,166,667

議第81号

和解及び損害賠償の額の決定について

平成17年11月8日に水俣市立水俣第一中学校で発生した生徒の部活動中の事故に関し、次の者と水俣市との間に次のとおり和解し、損害賠償の額を決定することとする。

平成20年7月14日提出

水俣市長 宮本勝彬

和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
生徒の法定代理人 親権者A 水俣市在住	33,150,000円	(1) 水俣市は、本件事故に関し、相手方に対し、損害賠償金として金33,150,000円を支払うこと。 (2) 水俣市及び相手方は、和解成立後は、本件事故に関し、裁判又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

（提案理由）

地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本臨時市議会に提案いたしました議案について、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第79号専決処分の報告及び承認について、専第8号平成20年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

本案は、6月21日から22日の梅雨前線豪雨により発生した災害の復旧費用の予算措置に急施を要しましたため、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,313万2,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ131億654万3,000円とするものであります。

補正の内容としましては、第10款災害復旧費に公共土木施設及び農林水産施設に係る災害復旧費を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第19款繰越金及び第21款市債を増額いたしております。

また、地方債の補正として、災害復旧事業を追加いたしております。

次に、議第80号平成20年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,012万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ131億6,666万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に、市税還付金、第9款教育費に、学校事故に係る賠償金を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第19款繰越金及び第20款諸収入を増額いたしております。

次に、議第81号和解及び損害賠償の額の決定について申し上げます。

平成17年11月8日に水俣市立水俣第一中学校で発生した生徒の部活動中の事故に関し、相手方との和解及び損害賠償の額の決定をするために、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、本案のように提案するものであります。

以上、本臨時市議会に提案いたしました議第79号から議第81号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いします。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前10時5分 休憩

午前10時6分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第79号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

議第80号平成20年度水俣市一般会計補正予算第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

議第81号和解及び損害賠償の額の決定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第79号から議第81号までの3件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、各常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時7分 休憩

午前11時7分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど各常任委員会に付託しておりました議第79号から議第81号までについて、委員会から委員会審査報告書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長谷口眞次議員。

（総務文教委員長 谷口眞次君登壇）

○総務文教委員長（谷口眞次君） 先ほど総務文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第79号平成20年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

当委員会に付託されておりますのは歳入予算であります。本案は、6月21日から22日の梅雨前線豪雨により発生した災害の復旧費用の予算措置に急施を要したための財源措置であり、その財源として、第19款繰越金に828万6,000円を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第80号平成20年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

補正の内容は、第2款総務費に、市税還付金、第9款教育費に、学校事故に係る賠償金を計上している。

なお、財源として、第19款繰越金及び第20款諸収入をもって充当しているとの説明を受け質疑を行いました。

質疑の中で、今回の事故は、18年3月議会の一般質問で明らかとなったが、議会へ事前の報告がなかったのはなぜかとただしたのに対し、保護者や本人の方から公にするのは控えてほしいとの希望などがあったが、事前に報告することは必要であったと考えているとの答弁でありました。

なお、委員から、今後このような事例があった場合、予算の問題もあるため、事前に議会への報告をお願いしたいとの意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第81号和解及び損害賠償の額の決定について申し上げます。

本案は、平成17年11月8日に水俣市立水俣第一中学校で発生した生徒の部活動中の事故に関し、相手方との和解及び損害賠償の額の決定をするために、地方自治法第96条第1項の規定により、提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業建設委員長福田斉議員。

（産業建設委員長 福田斉君登壇）

○産業建設委員長（福田 斉君） 先ほど付託されました議案のうち、専決処分されました議第79号平成20年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本案は、6月21日から22日の梅雨前線豪雨により発生した災害の復旧費用の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第10款災害復旧費に、公共土木施設及び農林水産施設に係る災害復旧費を計上するものである。

これらの財源としては、第14款国庫支出金等をもって充当している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業を追加しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成20年7月14日

総務文教常任委員長 谷口 眞 次

水俣市議会議長 松本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第79号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第4号）付託分	承 認	全 員 賛 成
議第80号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第81号	和解及び損害賠償の額の決定について	原 案 可 決	全 員 賛 成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成20年7月14日

産業建設常任委員長 福田 齊

水俣市議会議長 松本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第79号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第4号）付託分	承 認	全 員 賛 成

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第79号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

○議長（松本和幸君） 議第80号平成20年度水俣市一般会計補正予算第5号及び議第81号和解及び損害賠償の額の決定について、以上2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本2件は、いずれも委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程第6 農業委員会委員の推薦について

○議長（松本和幸君） 日程第6、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

市長から、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により2人の推薦を求められております。

お諮りします。

本件については、被推薦人を議長の指名により決定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

被推薦人として福田美信君、村田澄男君、以上2人を指名します。

ただいま議長において指名しました2人を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって福田美信君、村田澄男君、以上2人を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

○議長（松本和幸君） この際しばらく休憩します。

午前11時14分 休憩

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告します。

ただいま渕上道昭議員外2人から、意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

お諮りします。

この際、意見第7号水俣病問題の全面解決に向けた環境づくりへの意見書についてを急施事件と認め、日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議がありますので、起立により採決します。

意見第7号水俣病問題の全面解決に向けた環境づくりへの意見書についてを急施事件と認め、日程に追加し、議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立多数であります。

したがって意見第7号水俣病問題の全面解決に向けた環境づくりへの意見書についてを急施事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

意見第7号 水俣病問題の全面解決に向けた環境づくりへの意見書について（日程追加）

○議長（松本和幸君） 意見第7号水俣病問題の全面解決に向けた環境づくりへの意見書についてを議題とします。

意見第7号

水俣病問題の全面解決に向けた環境づくりへの意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年7月14日

提出者議員	渕 上 道 昭
"	福 田 齊
"	岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

（別紙）

水俣病問題の全面解決に向けた環境づくりへの意見書

水俣病公式確認から半世紀を経た今も、新たな訴訟が進み、水俣病問題は混沌としています。その影響を受けた本市は、産業全般の疲弊、人口減少、高齢化率上昇など閉塞状況が現在も続いています。

こうした状態から何とか脱却したいというのが市民の切実な願いであり、幸いにして、今、政府与党PTが全面解決に向けて精力的に動かれていることに大きな期待を寄せているところであります。

チッソ株式会社は、平成12年6月に閣議了解された抜本支援策に基づいた「チッソ再生計画」に取り組み、患者補償と公的債務の償還という責任を果たしながら現在に至っています。このチッソ支援策は、国、県、チッソの連携の中で達成された素晴らしい成果だと考えており、地元としては大変ありがたく感謝しています。今後も、本市の経済発展はチッソの存続なしには到底考えられません。

したがって政府、国会及び熊本県におかれては、さらなる連携強化をもって、平成12年の抜本支援策を堅持し、チッソの経営基盤の維持・強化のためにも、分社化を含めたチッソの健全経営の存続と地域振興に御尽力くださいますよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年7月14日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣	福 田 康 夫	様
財 務 大 臣	額 賀 福志郎	様
厚生労働大臣	舩 添 要 一	様
環 境 大 臣	鴨 下 一 郎	様
衆 議 院 議 長	河 野 洋 平	様
参 議 院 議 長	江 田 五 月	様
熊本県知事	蒲 島 郁 夫	様

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

意見第7号提出者代表 淵上道昭議員。

（淵上道昭君登壇）

○淵上道昭君 意見第7号について、提出者を代表し、案文を読み上げ提案理由にかえさせていただきます。

水俣病問題の全面解決に向けた環境づくりへの意見書

水俣病公式確認から半世紀を経た今も、新たな訴訟が進み、水俣病問題は混沌としています。その影響を受けた本市は、産業全般の疲弊、人口減少、高齢化率上昇など閉塞状況が現在も続いています。

こうした状態から何とか脱却したいというのが市民の切実な願いであり、幸いにして、今、政府与党PTが全面解決に向けて精力的に動かれていることに大きな期待を寄せているところであります。

チッソ株式会社は、平成12年6月に閣議了解された抜本支援策に基づいた「チッソ再生計画」に取り組み、患者補償と公的債務の償還という責任を果たしながら現在に至っています。

このチッソ支援策は、国、県、チッソの連携の中で達成された素晴らしい成果だと考えており、地元としては大変ありがたく感謝しています。今後も、本市の経済発展はチッソの存続なしには到底考えられません。

したがって政府、国会及び熊本県におかれては、さらなる連携強化をもって、平成12年の抜本支援策を堅持し、チッソの経営基盤の維持・強化のためにも、分社化を含めたチッソの健全

経営の存続と地域振興に御尽力くださいますよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年7月14日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま提出者代表から提案理由の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

（「あり」「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 提案理由の説明がありましたので、この案文について疑義の点がございますので、質疑をします。

3点ほど質疑します。

1点目、新たな訴訟が進み、水俣病問題は混沌としている。その影響を受けた本市はというくだりになっています。具体的にどのような影響が出ているのか、これが第1点であります。

第2点、この意見書の中に、抜本支援策というのがありますけれども、どこを堅持しと考えるのか、示していただきたい。

3点目、同じく意見書の中に、分社化というのがありますけれども、分社化とはどういうものなのか。

以上、3点です。

○議長（松本和幸君） 提出者の答弁を求めます。

渚上道昭議員。

○渚上道昭君 まず、1点目でございますけれども、どのような影響であるかということですが、今、水俣市の経済状況が大変な、年々、例えば雇用低下とか、あるいは消費低迷とか、あるいは産業全般の、そのようなことが、今、水俣には見受けられるかなと思っております。

2点目ですけれども、抜本支援策堅持ということでありますけれども、これは与党プロジェクトチームが、今、進められておる分社化を含めて、抜本解決に向けて今動かれております。

私たちは、この政府与党に全面的に期待を申し上げながら、この抜本支援策を見守っていきたい、また、支援していききたいと思っております。

3点目の、分社化ですけれども、これはチッソが、今回2点分けております。患者補償と、そして1点目は、地域密着の地域振興といいたいでしょうか、そこらを、2点を、2つの部門に分けて今進められております。そこのチッソの分社化というのを、私たちは見守っていきたい、そして

それに期待をしたいなと思っておるわけでございます。

以上です。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 今、提案者の方で、水俣は経済状況等が疲弊している、あるいは産業全般が衰退しているという話がありましたけれども、じゃ新たな訴訟が進んでいる、水俣病問題の混沌としているのが、経済状況と産業全般の疲弊に具体的にどういうふうなことで出ているのか。これが1点です。

それから2点目、今、抜本策については与党PTがいろいろと策を考えているけれども、これを進めて見守りたいと言われましたけれども、これは答弁になっていません。

私は、平成12年につくられたチッソの抜本支援策の中の何を堅持するのかというふうに聞いております。これについてはお答えいただきたい。

3点目、患者補償だとか、その他のところだとか、分社化を計画しているようだけれども、これも答えになっておりません。分社化とはそもそもどういうことですかということが私の質問です。再び答弁をお願いします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

渕上道昭議員。

○渕上道昭君 まず、1点目の、最後の方の分社化ですかね、分社化でございますけれども、今チッソが、例えば今、園田座長の方もこの分社化というのを大体ほぼ理解をされて、この分社化の方に期待を込められておられるみたいです。ですから、分社化のチッソの思いを完全に内容が、分社化の場合には……

（「答弁になっていないよ。」という者あり）

○議長（松本和幸君） しばらく休憩します。

午後1時10分 休憩

午後1時17分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 最初の、水俣病問題は混沌としていると、それが経済にどういう影響があるのかということでございましたけれども、水俣病60周年の行事以来、観光客の衰退、あるいは経済の衰退というのは、非常に目に見えているということで、漁協、観光協会から等も県に対してその振興が求められております。

我々は、与党PT案を推進する立場として、ぜひこの辺を早目に推進していただきたいということでお願いをしていますので、そういうことを考えますときに、やはり水俣の地域振興というのは、あわせてチッソの発展とともにいかなければ望めないんじゃないかと、そういうふうに判断をしております。

以上でございます。

(「2番目、3番目。」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 次、答弁を求めます。

岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君(続) 2番目の、閣議了解の堅持でございますけれども、これは平成12年以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置として、チッソの自助努力、あるいは関係金融機関による金融支援、対象債務についての踏み込んだ支援策、あるいは地元の協力というふうなことがるるうたっております。これを今回改定を前にぜひ堅持していただくように我々は願っているという立場から提案をした次第でございます。

以上です。

○議長(松本和幸君) 次、答弁を求めます。

福田斉議員。

○福田 斉君 分社化について質問が出ておりましたけれども、分社化の定義と申しますか、この補償部門を行う親会社と事業部門を行う子会社、事業部門というふうに分けまして、事業の方で上げた収益を親会社である補償部門の方で公的返済に努めていくということで、事業部門の付加価値を高めるという大きな目的がございます。

以上でございます。

○議長(松本和幸君) 野中重男議員。

○野中重男君 1番目の、60年じゃなくて50年じゃないかなというふうに思いますけれども、観光客が減っていると、これは水俣病の影響だというふうに考えられるのか、減ったとおっしゃいましたので。これが第1点。

だから観光客が減っているのが、公式確認の事業などで減ったというふうに提案者は考えられるのか。これが1点です。

それから分社化のところは、親会社と事業会社に分けるということですが、親会社の方の加害責任のあるチッソ株式会社は、将来的にはどういうふうになるのか。答弁いただきましたので、そこをお答えください。

以上、2点。

○議長(松本和幸君) 答弁を求めます。

岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 50年以降観光客が減っているのは水俣病の影響なのかということですが、これはまさにそういうことだというふうに判断します。御存じのように、先ほど申し上げました事業以来、観光地等へは再び水俣の魚は食べられるのかといった問い合わせがあったり、あるいはそのことによってキャンセルが出たりということは事実でございまして、そのことを踏まえて、関係団体において県の方へさらなる観光振興についての方策をお願いをしたいということでお願いをされた事実も、さっきも申し上げたとおりですけども、漁協についても同じでございまして。風評被害等を心配をされてのこととございまして、これはまさにそのとおりだと思っております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 親会社が補償が完済すれば清算されるのかといったような質問であったのかなというふうに思いますけれども……

（「違いますよ。補償が完済すればとは言っていないよ。」という者あり）

○議長（松本和幸君） しばらく休憩します。

午後1時22分 休憩

午後1時23分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

福田斉議員。

○福田 斉君（続） 分社化の、今現在プロジェクトの方で内容については仔細検討されておりますので、その内容についてはこの場ではお答えできません。

（「議長、答弁になっていないよ。」という者あり）

○議長（松本和幸君） 次、平松辰弘議員。

○平松辰弘君 意見書中、平成12年の抜本支援策ですけども、これを堅持すると、そしてチッソの経営基盤の維持・強化のためにもとありますが、ここまでは理解、同調できます。しかし、次の、分社化を含むとありまして、先ほどの野中議員の質問と重複するところがあると思います。そしてちょっと理解しがたいところがありましたので、もう一度質問いたします。

まず、分社化とはどういうことかと聞こうと思ったんですけど、大体説明されました。ただ、この分社化を進めると、じゃ皆さんが願っておられるチッソ健全経営と地域振興にどうつながるのか、これをもう少し明瞭に説明していただきたい。

そしてもう一つ、市民の間では、分社化することによって、また、新聞報道等で分社化するこ

とによってチッソが非常に身軽になり、撤退するのではないかという危惧があります。この点はどのように保証されるのか。その担保となるものを持っておられるか。

また、もしそれだったら、そこまで政府に保証するぐらいの、撤退しないという保証するぐらいのをつけてこの意見書をなぜ出されなかったかという点も質問してみたいと思います。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 ただいまの平松議員の質問なんですが、やはり市民の方が撤退につながるんじゃないかと、非常に市民が不安に思っておられるという部分の質問だったかと思うんですが、現在、自民党の杉浦座長ですか、水俣病被害者補償等の確保に関するプロジェクトから出された特別措置法案というのが国会審議で予定しております。その中身についてちょっと、それに関することでございますので、御紹介させていただきますけども、これに適合するものでなくてはならないという中身で、事業所が所在する地域の経済の安定に支障を及ぼさないこととして明記してあるわけですね。これは、水俣病に関して言いますと、まさにこの水俣市であると。事業所が所在する地域の経済の安定に支障を及ぼさないこととしていっていると。そしてまた、その再編計画は環境大臣の認可を受けなければならないということで、事業所の撤退はあり得ないというふうな、担保されているというふうに理解しております。

○議長（松本和幸君） もう一つ。

（「どのようにつながるのか。」という者あり）

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君（続） どのように分社化が地域振興につながっていくかと、これは物すごく幅広いものがあると思います。やはり1つは、端的に言いますと、チッソで働く、地元市民である従業員、こういった人たちが、頑張れば頑張っただけ、その分だけ見返りもあるという普通の企業の中にあって、チッソにあっては、水俣病発生原因企業であるから、そこら辺はもう少しトーンダウンしなさいとか、いろんな意味で影響が出ております。分社化して、純粋に事業収益を上げるという方向で行くことによって企業価値も高まってくるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 もう一つ、それでは、今、答弁いただきまして、環境大臣の認可が要ると、分社化にはということですけども。まだ、多分私の知っている限りでは、この分社化問題は先送りというふうに私はニュース等で聞いております。つまり、まず患者優先だと、患者救済優先だというところで、これを私は出されるのがまずはどうかということなんですけども、やはりこれを出されることは相当詳しく内情に通じた人とか、自信あられるからと思いますけども、そして環境大臣も認可すると、何の根拠もございません。今から審議に入るところでありましたので、私はも

う少し国、県あたりの行方をまず見るというのが懸命じゃないかということなんですよ。

その点をちょっと質問してみたいと思います。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 御存じかと思いますが、チッソが抱える公的債務の返済と、現在のペースでいくと70年も80年もかかるというような状況でございます。普通の企業から考えると、決して正常な状況じゃないと、一日も早く被害者救済にそういった事業収益を回すと、補償の完遂を図るという意味からして、現在、今非常にチッソの液晶を中心とした事業収益が伸びております。この機会、このタイミングで分社化して、事業を独立させることによって、企業の付加価値が高くなってくると、このタイミングをなくしては、分社化を実施するタイミングはないということから、確かに先ほど平松議員は時期尚早じゃないかなということを言われておりますけれども、そういった理由でこのタイミングで分社化を進める必要があると私は理解しております。

○議長（松本和幸君） ほかにございませんか。

緒方誠也議員。

○緒方誠也君 私も2点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず、水俣病公式確認から半世紀を経た今も、新たな訴訟が進み、水俣病問題は混沌としていますというふうに書かれているわけですが、新たな訴訟が進み、そしてその影響を受けて産業全般の疲弊、人口減少、高齢化率上昇まで入っておるわけですが、ここら付近は具体的に何か調査をされて、水俣だけ特異な現象だというふうに理解されて書かれたのかどうか、1点。

もう一点は、この新たな訴訟が進みというのは、私は患者団体を冒涇しているような言葉だろうと思います。これが結果的に人口減少、高齢化率上昇まで結びつけてくるというのは、患者の訴訟団体を冒涇しているというふうに思いますが、この点についてどう思われるのか。

それと、もう一点は、平成12年の抜本支援策を堅持しというふうに書いてありますけれども、なぜ今抜本支援策を堅持しなければならないか、それを入れた理由、時期的な理由、それについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 1番目の、経済への影響なんですが、これは何度も言いますように、これはまさに我々事業をやっておりますけれども、現在の状況を見てもそのとおりでございます、県も観光面については、何らかの手を打ちたいということで、それなりの対策は考えているようでございます。しかし、なかなかこれも表に出てこないというのが一つの今の状況ではないかと思っておりますけれども、これは本当に、水俣湾が開放されたにもかかわらず、やっぱりそういった問い合わせとかあるということについて、非常に我々も残念に思っているわけですが、まさにそのとお

りでございます。影響を受けているというのはそのとおりでございます。

それから、新たな訴訟が進み、水俣病問題は混沌としていると、これはやはり裁判をされる方はされる方、我々は何も冒涇しているという気持ちは全くございません。それぞれの考えがあってやられていることですので、そのことは否定はできないわけです。ですけれども、その中においても何とか国としても平成7年以降PT案に基づいて解決をしたいという思いはそのとおりでございます。民主党案も出ましたし、政府筋からの案も出ております。何らかそういう中ででも解決の方策を見出していきたいというのが我々の思いでございます。

この抜本策の堅持についてですけれども、これは平成12年に、先ほど申し上げましたように、チッソ株式会社に対する支援措置として、平成11年6月に出ているわけですが、これの見直し時期もやがて、見直しといいましょうか、来ていますので、それに基づいてぜひ堅持していただくような筋道で私たちはお願いをしたいと、そうでなければ、どうしても水俣の振興、あるいはチッソの支援というのは立ち行かないんじゃないかというようなことで、私たちはこの堅持について、今出さなければ、時期的に間に合わなくなるというふうな考えもございまして、今回支援措置の堅持について出させていただきます。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 今、全国的に産業全般の疲弊、人口減少、高齢化率上昇、これはどこでも起きている問題ですね。ところが、これを新たな訴訟と結びつけるというのは、非常にこれは患者団体の冒涇以外にないと思います。この水俣市議会が出す意見書にこんな文章が出るというのは、大変な笑い物になるだろうというふうに私は思います。

ぜひこういうことじゃなくて、やはりきちとした形の中で意見書はつくり上げるべきだろうというふうに考えますが、まず、新たな訴訟と人口減少、高齢化率の上昇、これを具体的に、水俣だからという特異な現象を調べられた結果として出されたのかどうか、それについて1点、お尋ねしたいと思います。

抜本支援策の堅持は、更新時期だからというのは、それはわかりますけれども、これも具体的には県議会が更新時期に当たって、結局見直しをとという意見書を上げた関係上、水俣市議会としての対策としてとられたというふうに私は理解していますが、それと違うのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 新たな訴訟ということについて非常に気になるということなんですけれども、国の裁判が前回出た以降、平成7年の全面解決策だというふうに私たちも考えていたわけですが、そのことがまた振り出しに返ったかのような形になりました。そして裁判、あるいはPT案

に対するような考え方、いろんな考え方がございます。決して冒涇とかなんとかというふうに我々は思っておりません。

(発言する者多し)

○議長（松本和幸君） 静粛に。

○岩阪雅文君（続） 人口の減少とか、あるいは衰退というのは、水俣市に限らず全国に広がっているんじゃないかと、それはそのとおりでございます。ただ、水俣病という問題は、やはり他地域にない、御存じのように、世界に類例を見ない公害を起こした水俣であればこそ注目を浴びていることですし、そのことが全く影響がないということは私は言えないというふうに思っております。やはり影響はあっていると。だからこそ環境に特化したまちづくり、あるいは環境を中心にしたまちづくりという新たな視点から出発をしているわけですので、そのことは事実として受けとめている、私たちは受けとめているわけでございます。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） ほかにございませんか。

(「もう1点。」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君（続） 県議会がこの抜本支援策について、国に上げたんじゃないかということでございますけど、それは事実として新聞報道等、あるいは意見書として見てはおります。

もちろんそれも含まれますけれども、私たちは何年たっても水俣の支援措置というのは、チッソが水俣にいて、繁栄をしていく事実は事実として認めなければいけないし、今後こういう衰退する中で、チッソの存在というのを我々は否定するわけにはいきませんので、この堅持についてはお願いをしているわけでございます。

以上です。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 市議会として、水俣病公式確認50年の議会で決議をして、患者側に立って議会としては行動していこうという決議をしたわけですが、それと水俣病の教訓を大事にしたまちづくりをしていこうという、今水俣の市政のやり方について、そういう中でこのような、新たな訴訟が進み、何もかも産業全般の疲弊、人口減少、高齢化率までこれにかぶせてしまうような文章のつくり方をしたということは、これは水俣市議会に対して大きな汚点であるということを発言をして、これは終わります。

○議長（松本和幸君） ほかにございませんか。

田中功議員。

○田中 功君 チッソの分社化が、まだ国も県も不明瞭な点が多いというところで協議している中

で、今回、分社化を書いた意見書を出そうとしている中ですが、12月の意見書の中、私も賛成したわけですが、その中には、水俣病の全面解決に向けて全力で取り組むことという文言を入れています。今回の意見書には全くその文章が入っていません。ただ、政府与党PTが全面解決に向けて精力的に動かれていることに期待をするという抽象的な書き方しかしていないわけですが、分社化されたら、じゃ水俣病の患者の皆さん、あるいは申請者の皆さんに対する補償は今後どうなると考えておられるのかということをまず1点ですね。

それから、分社化したらチッソの経営、発展がうまくいくだろうということは述べられておるわけですが、じゃ水俣の地域経済にとって具体的にどのような効果があるのか、そういう点も調べた上で今回の意見書を出されるのか。

その2点をお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 チッソの存続というのは、企業の発展のみならず、その経営基盤の強化、あるいはチッソが利益を上げることによって水俣の発展と、それから地域の振興、それから患者救済といったものにつながっていくわけですので、補償問題がチッソの分社化によってなくなるということは絶対あり得ないと。一部では国策会社ではないと言われるぐらいあるわけですが、決して、かといってそれが倒産しないという保証はないわけです。そうなりますと、国、県の責任も当然問われるわけですが、その意味で国、県も懸命になっているし、企業は企業でそれなりの努力は私はしているというふうに考えますので、補償がまず完遂されないということはないというふうに認識をしております。

それから、分社化による効果ですけども、私は、先ほども福田議員から出ましたが、チッソの業態といいましょうか、つまりIC関係、あるいは液晶関係といったものを抱えているわけですが、今後有機ELとか、新しい事業の展開とか、もう一つございます。いろんな形で、今、物すごい速度で進んで、この業態というのは変化が進んでいるわけです。それにやはり即時対応するというのは、やはり企業として当然の責務であります。そのためには分社化によって経営基盤の強化、あるいはそれらに対する経営方針というのを目指すのは、当然企業としての論理でありますし、当然のことだというふうに思います。ですから、分社化も一つの経営基盤の強化、あるいは企業業態に対する一つの方策というふうに私は考えております。そういう意味において、分社化もまた進めていくということは一つの方法として当然だというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 分社化した場合、親会社が水俣病の補償はすると言われておるわけですが、例えば、いろんな経済事情もあるかもしれません。これから先何年親子関係が続くかわからない中、

例えば、親子関係が解消されたといういろいろな理由があると思うんですよ、解消する理由は。その場合、当然子会社には水俣病患者の皆さんは請求権は発生しないわけですが、そうした場合、患者の皆さんはどちらに補償を求めていかれればいいのか、そこら辺も考えて今回出されるのか、その点をお聞きしたいと。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 さっきから言いますように、分社化、チッソ関連の会社が5社か6社ぐらいあると思うんですが、それがおのおのに分社化されて独立されていくと思います。しかし、いずれにしましても、分社化することによって、先ほど経営基盤の強化はもちろんそうなんですが、親会社が倒産するということはまずあり得ない。つまりそれぞれの100%子会社ができ、5社あれば5社あった中から利益を吸収して本社そのものが成り立つわけですから、本社そのものが解散することによって、じゃほかの会社が、分社化された会社が成り立つのかということはありません。まず我々はそれを中心に考えております。

それから、前回全協で後藤会長も水俣に来てわざわざ言われたわけですが、水俣において60億投資、あるいはこれからの事業の展開というのを考えられる中で、絶対水俣からの撤退はあり得ないということを明言をされております。我々はそれを信じない限り、どこに考え方を持っていくかということになるわけですが、それはそれとして、私たちは信じているというふうに思っておりますので、絶対撤退、それから親会社の倒産というのはありません。仮定の話ですが、私はそういうふうに思っております。絶対ありません。

○議長（松本和幸君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「あり」「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 今、質疑で幾つかお尋ねしましたけれども、明確な答えはほとんどなかったという

ふうに思います。

その上に立って、この意見書について反対討論を行います。

第1に、新たな訴訟が進み、水俣病問題は混沌としている。その影響で本市は産業全般の疲弊、人口の減少、高齢化率の上昇など疲弊状況が今も続いていると言っています。水俣市の産業全般の疲弊や人口の減少、高齢化率の上昇を新たな訴訟に結びつけていますが、これはとんでもない不見識な暴論だと言わなければなりません。一部分ではこれだけではないがというふうに言われましたけれども、文言はそのとおりになっております。言葉で言い繕っても、文章そのものを訂正されない限り、この認識は変わらないというふうに思います。

今、日本全国の地方都市で、水俣と同じように、1次産業、3次産業が疲弊し、人口の減少も進み、高齢化率が進んでいます。今、日本全国で起きていることを、提案者は何が原因と説明するのでしょうか。日本全国のこのような現象を水俣病の影響による疲弊とでも説明するのでしょうか。

そして、水俣の市民が裁判をしているのに、水俣市議会が訴訟から産業が疲弊するなど言うのは、不見識きわまりないと私は思います。被害を受けた日本国民が、その被害の補償を求めて訴訟するのは当然であって、世界のすべての国で近代国家が積み上げてきた条理であります。日本国憲法、あるいは民法、民事訴訟法等の真髄をなすものであります。過去、水俣市議会は多くの意見書を出していますが、こんなものは見たことがないくらいのもんです。もしこの意見書を市議会が採択するのであれば、水俣市議会は、歴史的な汚点と常識のなさを全国に披露することになります。

第2に、この意見書は、チッソの経営基盤の維持・強化と地域振興のために、政府、国会及び熊本県との連携強化とチッソの分社化と経営健全と存続のための平成12年の抜本策の堅持は言っておりますが、被害者救済のことは具体的に何も言っていません。

この意見書は、水俣病問題の根本であり、健康被害問題の原理原則である被害者の救済がそっくり抜け落ちています。

この意見書は、最近市議会が出した意見書からも完全に外れており、一体だれを守るための意見書なのかわからざるを得ません。

私たち議員が学ぶべき議員必携というのがありますけれども、意見書について、大所高所から住民の立場に立って、社会公共の利益に立ってと記載しています。水俣病問題は、同じ地域で加害者と被害者がいる公害です。市議会は、それこそ特定の企業の立場ではなく、住民の立場に立って考えなければならないことは当然のことであります。

第3番目に、意見書の主眼とも考えられる分社化についてであります。

先ほどの質疑の中で、こういうような答弁がありました。分社化で患者補償がなくなることは

ないというふうに言われました。当事者でない、一議員がこんなことを言えるんでしょうか。しかも、分社化案の中身さえもちゃんと説明されないのに、患者補償が途絶えることはないなどと言うのは、全く言えないはずであります。また、加害企業が分社化した後どうなるのかという私の質疑に対しても、今は答えられないという話でした。こういうような質疑に対する答弁がありながら、このままこの意見書を採択するなどというのは、とんでもない過ちを私は水俣市議会は犯すというふうに思います。提案者は、分社化をどのようにとらえているのでしょうか。分社化でチッソが水俣に存続することは、何も担保されていません。最近設備投資しているから、撤退や縮小はないとか、あるいは後藤会長が言っているからそれはないとかの意見があります。しかし、それは何の保証にもなりません。

また、分社化してしまえば、水俣病と何の関係もない新事業者、民間企業であり、地域に何らかの責任から貢献するという縛りからは一切開放されてしまいます。まさに株主の意向に沿って、経営効率と利益だけが追求される会社が生まれることは容易に想像できることです。

住民の立場、公共の利益の立場ではなく、一民間企業の利益を守るために、市議会がこのような意見書を出していいのか。そして、究極的に水俣病被害者が置き去りにされる今回の分社化を市議会が採択していいのか。そのことが鋭く問われていると思います。

よってこの意見書は、決して採択されるべきではないことを主張し、反対討論を終わります。

○議長（松本和幸君） ほかにございませんか。

福田斉議員。

○福田 斉君 水俣病問題の全面解決に向けた環境づくりへの意見書に対し、賛成の立場で討論します。

チッソは、平成18年1月、創立100周年を迎えております。老舗の企業を抱える水俣市の歴史には、水俣病発生という不幸な出来事もあっております。公式確認半世紀以上たちましたが、水俣病問題の再燃という新たな問題で混沌としております。

現在、この混乱を收拾するために、政府与党プロジェクト案が示されておりますが、今後も訴訟の継続が見込まれますし、関係各位の必死の努力によって1万人以上の人たちが救済された95年の全面解決は、一体何だったのでしょうかという疑問もあります。全面解決の見通しが立てられない現段階では、安易にプロジェクト案には乗れないというチッソの主張も私は理解できます。

チッソが公的債務を返済し終えるには、先ほども申しましたが、70年も80年もかかると言われます。この実態は企業の姿としては決して正常な状態とは言えません。社内のアンケートによりますと、現在、チッソで働く従業員の実に73%近くが将来に不安を持っていると言われます。

チッソには、患者補償及び法的債務の完遂、そして疲弊した水俣・芦北地域振興への経済的貢献が求められております。御存じのとおりでございます。そのためには、公的支援に頼るのではなくて、将来にわたり事業経営の真の自立・再生が必要とされ、まさに収益力を強化し、安定的に収益を確保し続ける必要がございます。チッソに対して頑張ってもらいたいというのは、市民だれでもの願いであります。しかしながら、さきの熊本県議会から国へ提出された意見書では、チッソは関係者の説得に耳を傾けることもせず、原因企業としての責任の自覚もない、こういった姿勢は、到底許容されるものではなく、強い怒りを覚えると、よってこれまでの支援措置の見直しのチッソ支援のあり方の見直しまで言及しております。果たしてそうでしょうか。感情的に感じる部分もあると私には受けとれます。

チッソの今日の好調な業績は、償還原資の確保と地域経済に直結する設備投資などの面において、地元として大いに歓迎されます。今後チッソの経営をもっと安定化させ、将来にわたり企業責任を果たしてもらうことが望まれております。

患者補償を担うチッソの経営は、患者の皆さんの生活にもかかわっております。補償金支払いの責任が果たしやすい環境をつくるためにも、安定した収益が見込める分社化検討は、体制強化を図る上で最良であると思っております。

先ほど言いました、分社化によって事業所部門の価値を高め、より安定した企業となることは、従業員並びにその家族の願いでもあり、従業員も同じ市民というふうに思っております。

誤った情報の受け取り方から、チッソが水俣から撤退するのではないかとの声も聞かれますが、過去も現在も、そして将来の計画でも、この水俣市にチッソの事業のほとんどの主力が注がれております。

先ほど説明いたしました、杉浦座長の水俣病被害者補償等の確保に関するプロジェクトから出された特別措置法案の国会審議が予定されております。中身の事業再編計画では、それに適合するものではなくてはならないものとして、事業所が所在する地域の経済の安定に支障を及ぼさないこととして明記され、その再編計画は環境大臣の認可を受けなければならないとしてあり、事業撤退し得ないことがきちっと担保されております。この法案が通ることで、私は、チッソが今後、今問題となっている被害者救済策を受け入れやすい環境づくりにつながることを期待しております。

水俣市民は、さきの産廃問題に対して、水俣市のために何が大切かという判断で反対の声を掲げ、産廃中止の大きな成果を勝ち取りました。今度は、次の大きな課題として、チッソを取り巻く環境を理解していただき、沈滞した水俣の浮揚には今何が必要か、特に議員の方々には考えていただきたい。

市民の皆さんは、チッソの必要性は十分理解されていると思います。地元チッソの応援団と

して、経営存続強化のための最善の方策実現に向けて、地元の議会としてそれを支援すべきではないでしょうか。チッソにはこれから本来の責任を全うしながら、水俣で頑張ってもらいたいと、その地元の熱い思いを国、県に伝えるのが今回の意見書だと思います。

議員の皆様の御理解をお願いして、私の賛成討論を終わります。

○議長（松本和幸君） ほかにございませんか。

谷口眞次議員。

○谷口眞次君 水俣病問題の全面解決に向けた環境づくりへの意見書について、反対の立場で討論をいたします。

御存じのとおり、本市の発展は、チッソの存続発展が大きなかぎを握っているのは事実であります。多くの市民も期待をしていることは言うまでもありません。そのためにも、これまで国、県は患者補償を第一に、地域振興の発展、チッソ存続のためにあの手この手のチッソ支援策がなされ、企業努力と相まって今日の好調な利益を上げていることは、だれもが認めているところであります。今だからこそ患者救済と公的債務の償還を第一に考えることが、PPPの原則にのっとった企業のあり方ではないでしょうか。

さきの熊本県議会の意見書は、あらゆる観点から見ても、理にかなった当然の意見書であると考えております。現に地元選出の県議も本会議において反対されることなく、全会一致で採択をされております。

また、昨日の熊日新聞の報道によりますと、県議会・水俣病対策特別委員会の前川副委員長は、現に被害者がいる、チッソが救済策を受け入れるように動いてほしいのだからと、水俣市議会に対してですね、困惑をされているという記事が載っております。

地元議会としても多少のやはり思いの違いは当然あると思いますけども、やはり真の全面解決に向けては、国、県と同じ方向性を持って進んでいかなければ、逆に全面解決に対して混迷する可能性さえ危惧されるんじゃないでしょうか。

また、分社化についても、患者救済が進まない現時点において、国、県ともにさまざまな角度から十分な検証が必要であると、救済策の早期実現が先決であるという考えであります。

7月8日の熊日の記事でございますけども、チッソ分社化、熊本学園大准教授城戸善和氏が、親会社消滅なら補償請求できずという形で、もう皆さん御存じと思いますが、一部紹介をします。

子会社は親会社とあくまで別人であり、補償債務を引き継がない形での分社であるから、親会社が消滅した後も、子会社に補償を請求することはできない。また、株主は債権者に対して法律上の責任を負うことはなく、親会社の株主が補償を行うことはない。今年のチッソの株主総会で言及されたチッソの株券の紙切れ化は、そうならざるを得ないだろうが、株主はその形でいわ

ゆる株主責任を果たすに過ぎない。熊本県が債務を引き受ける協定を親会社との間で結ぶとしても、親会社から納付される金額を超えて責任を負う内容とすることは、理にかなわないし、県民の理解も得られないだろう。このように見てくると、株式の売却後は売却益だけが患者の救済に残されることになる。したがって、その額が補償に十分な額となる必要がある。しかし、親会社が子会社の株式を譲渡するのは環境大臣の承認を必要とするとか、分社化が地域の経済の安定に支障を及ぼさないことといった規定がある中で、上場基準を満たして上場することができるのか、十分に高い株価が実現できるのか疑問であるというふうに分析をされております。

そういった流れの中で、今、水俣市議会として、一企業の経営方針である分社化の推進というべきことについては、多くの市民が将来的には撤退するのではないか、あるいは株の売却ですべての補償ができるのか、補償が足りない場合はPPPの原則はどうなるのか、最終的な補償はどうなるのかなど、市民や患者さんの不安が解消できない状況の中において、水俣市議会の総意として意見書提出については同意できません。

水俣市議会としては、50年以上たってもいまだ水俣病で苦しんでいる患者さんがおられるという現状を、いま一度認識し、まずは患者の早期救済、それが第一です。そして、その後めどがついた時点において、地域経済への影響が及ばないような分社化の是非について検討すべきであり、現時点においては時期尚早であると考えます。

このような水俣市議会が提出する意見書につきましては、水俣市議会の資質さえ問われるようなとんでもない意見書であるというふうに考えます。

よって、この意見書については反対であります。

以上です。

○議長（松本和幸君） ほかにございませんか。

岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 私は、先ほども申し上げましたように、意見第7号については、賛成の立場で討論させていただきますけれども、趣旨については、案文のとおりでございますが、御存じのとおり、チッソ株式会社は、現在、平成12年の閣議了解で指摘されました会社の健全経営に努力をされた結果、今日の業績に至っているわけでございます。

我々としまでも、それについては評価をし、企業努力については感謝を申し上げたいというふうに思っております。

先ほども出しましたが、人口の減少やあるいは経済の衰退といったものは、全国的かもしれませんが、水俣は特別にそういった状況があるということを認識を私はしております。こういった状況の中で、チッソ株式会社がここ二、三年の間に業績を上げ、雇用も増大をしております。企業誘致も進まない中で、私はこれは大いに評価すべきことであるというふうに思っております。

す。

それと、変化のめまぐるしい業態の中で、企業経営、あるいは地元への貢献といったものが今後さらに維持されていくためにも、閣議了解の堅持と分社化も含め、これも一つの方策ではございます。ぜひこれらも含めた上でチッソ株式会社の経営環境の構築というのは、私たちの願望であります。そのことがまた患者の補償、救済にもつながるわけでございますので、さっき言われました、全く産業が、補償することで産業が疲弊しているとか、あるいはこの文章が患者の救済に至っていないとか、そういうことは全くないというふうに思っています。

我々も市民の立場としてこの意見書を出しているわけですので、御理解いただきたいということで、賛成の立場で討論を終わります。

○議長（松本和幸君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

意見第7号水俣病問題の全面解決に向けた環境づくりへの意見書についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（松本和幸君） 以上で今期臨時会の全日程を終了しました。

これで平成20年第3回水俣市議会臨時会を閉会します。

午後2時4分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 松 本 和 幸

署名議員 西 田 弘 志

署名議員 湊 上 道 昭

平成20年 7 月第 3 回水俣市議会臨時会（7 月14日）

〔議 案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第79号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 平成20年度水俣市一般会計 補正予算（第4号）	7 月14日	総務文教 産業建設	7 月14日 承 認	
議第80号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第 5号）	7 月14日	総務文教	7 月14日 原案可決	
議第81号	和解及び損害賠償の額の決定について	7 月14日	総務文教	7 月14日 原案可決	

〔意 見 書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第7号	水俣病問題の全面解決に向けた環境づく りへの意見書について	7 月14日	省 略	7 月14日 原案可決	

〔案 件〕

件 名	議 事 内 容	月 日
農業委員会委員の推薦について	次の2人を議長の指名により推薦することを決定した。 (福田美信君・村田澄男君)	7 月14日

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第9号	専決処分の報告について	7 月14日